

議案第 8 0 号

勝山市行政組織条例の一部改正について

勝山市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

市長の権限に属する事務のより一層の公務能率の確保を図るため、課の分掌事務を変更したいので、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市行政組織条例の一部を改正する条例

勝山市行政組織条例(令和2年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(課の分掌事務) 第2条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) (略) (2) 未来創造課 ア 市長の特命に関すること。 イ 重要施策の企画及び調整に関すること。 ウ 総合計画に関すること。 エ 人権及び男女共同参画に関すること。 オ 市民協働に関すること。 カ 文化芸術に関すること。 キ 交通政策に関すること。 ク 環境政策に関すること。 (新設) (3)～(6) (略)	(課の分掌事務) 第2条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) (略) (2) 未来創造課 ア 市長の特命に関すること。 イ 重要施策の企画及び調整に関すること。 ウ 総合計画に関すること。 エ 人権及び男女共同参画に関すること。 オ 市民協働に関すること。 カ 文化芸術に関すること。 キ 交通政策に関すること。 ク 環境政策に関すること。 <u>ケ 恐竜、地質に関すること。</u> (3)～(6) (略)

(7) 商工文化課

ア 商工業に関すること。

イ 観光誘客に関すること。

ウ 雇用の促進及び安定に関すること。

エ 企業誘致に関すること。

オ 移住の促進に関すること。

カ 日本ジオパークに関すること。

キ ユネスコエコパークに関すること。

ク 日本遺産に関すること。

ケ 文化財の保護及び活用に関すること。

(8)～(11) (略)

(7) 商工文化課

ア 商工業に関すること。

イ 観光誘客に関すること。

ウ 雇用の促進及び安定に関すること。

エ 企業誘致に関すること。

オ 移住の促進に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

カ 文化財の保護及び活用に関すること。

(8)～(11) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。